

新居浜工業高等専門学校教員会規程

平成11年4月27日規程第4号

最終改正 平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第20条第2項の規定に基づき、教員会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員会は、本校の教育目標をより効果的に達成するため、教員相互の意見交換及び各種情報の共有を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 教員会は、本校の教授、准教授、専任講師、助教及び助手をもって構成する。

(開催)

第4条 教員会は、月1回開催する。ただし、必要があると認められたときは、随時開催することができる。

(招集等)

第5条 教員会は、副校長（総務企画担当）が招集し、その議長となる。

2 副校長（総務企画担当）に事故あるときは、あらかじめ副校長（総務企画担当）が指名した者が議長の職務を代行する。

3 議長は、開催された教員会について、その都度、校長に報告する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要であると認めたときは、構成員以外の者に出席を求めて、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 教員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月27日から施行する。

2 新居浜工業高等専門学校教官会議規程（昭和47年規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月20日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。